

平成24年度 芦屋市人権施策に関する事業評価（決算評価）

（評価対象事業）

市民生活部 人権推進課

整理 No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度予算額(千円)	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)	所管課評価コメント
1	あらゆる場における教育・啓発(学校等)	① 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する人権教育	学校教育課	国際理解教育推進事業	◆社会や経済のグローバル化が進展する中で、自国の伝統・文化を尊重するとともに、他の国や地域について理解を深め、人権尊重の精神を基盤として、異なる伝統・文化に敬意を払う態度を育成する。	◆小学校外国語活動推進事業 ・対象 全小学校5・6年生 ・実施時間数 1学級あたり年間35時間 ・実施内容 地域人材と担任の協同による外国語活動 ◆ALT配置事業 ・対象 全中学校全学年 ・配置人数 2人(3中学校をローテーション) ・実施内容 ALTと教科担任の協同による実践的な英語授業 ◆日本語指導ボランティア配置事業 ・対象 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒 ・派遣日数 合計年間175回程	◆全市立小学校5・6年生に、担任と地域人材が協同で外国語活動の授業を1学級あたり年間35時間実施。 ◆全市立中学校にALTを年間130日程度配置。 ◆日本語指導を必要とするすべての帰国・外国人児童生徒に支援を実施。	18,261	17,510	◆小学校外国語活動実施時間数 5・6年生1学級あたり35時間 ◆中学校ALT配置日数 1校あたり平均120日 ◆小学校外国語活動アンケート集約 ・積極的に英語を話そうとした児童の割合 88.0% ・英語に慣れ親しむことができたと感じる児童の割合 91.7% ・外国語や外国の文化が日本のものどちがうことのおもしろさを感じることできた児童の割合 93.5% ・これからは英語を使ってみようと思う児童の割合 93.3% ◆日本語指導ボランティア配置状況 6校に計13人(実績306回)	◆日本語指導ボランティアの配置を拡充し、外国人児童生徒等の学習支援の充実を図った。	C 整える	○ 目標どおり達成した。	県と市のそれぞれの事業を活用して、日本語理解が不十分な外国人等の受入体制の整備を進めることができた。
2	あらゆる場における教育・啓発(学校等)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	学校教育課	特別支援教育推進事業	◆障がいのある子どもたち等特別な支援を要する児童生徒が、その特性に応じた教育を受けられる体制を整備する。	◆専門家による巡回相談を実施する ◆特別支援教育アドバイザーを配置する ◆スクールアシスタント・介助員・指導補助員を配置する ◆ケースワーカーの派遣を専門機関に委託する ◆関係機関連携協議会を開催する ◆教員の資質向上を図るため特別支援教育に関する研修会を開催する	◆特別支援教育センターの支援体制の確立 ◆スクールアシスタント・介助員・指導補助員の適切な配置と役割の明確化	31,649	30,243	◆特別支援教育センター専門指導員による学校園の巡回指導を行い、支援の必要な幼児児童生徒への個別の支援の充実に努める。 平成24年度のセンターの相談件数 160回 学校園への支援件数 403回 ◆県立声屋特別支援学校、三田谷治療教育院、学校生活支援教員、特別支援教育センター専門指導員等のスタッフが定期的に集まり、支援の方向性の確認や情報共有を行い支援内容の充実を図る。 連携連絡会の開催回数 11回 ◆特別支援教育支援員、介助員、指導補助員を学校園に配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒を支援する。 特別支援教育支援員数 5名 介助員数 12名 指導補助員数 18名	◆関係機関との連携の強化を図るために、定期的に情報交換の会を持つ ◆ケースワーカーによるモデル校および必要に応じて学校園の支援にあたる ◆専門指導員の巡回相談による特別支援教育のさらなる充実	C 整える	○ 継続的に実施した。	年間を通して、学校園の支援にあたることができた。 介助員を増員し、きめ細かな支援につなげることができた。
3	あらゆる場における教育・啓発(学校等)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	学校教育課	特別支援教育運営振興事業	◆障がいのある子どもたち等特別な支援を要する児童生徒が、その特性に応じた教育を受けられるよう環境を整備する。障がいのある幼児児童生徒に対する教職員の理解が深まり、指導力が向上する。	◆障がいのある幼児児童生徒の就学に向けた、適正就学指導委員会の開催 ◆特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当者を対象とした研修会の実施 ◆新設学級を含めた特別支援学級の消耗備品等の整備・充実 ◆特別支援教育関係協議会の企画、運営 ◆各学校の特別支援教育に係る研修活動の支援、予算執行・管理事務	◆新設学級を含めた特別支援学級の消耗備品の整備・充実 ◆特別支援コーディネーター、特別支援教育に関する研修の充実	1,449	913	◆適正就学指導委員会を開催する。 本委員会2回 専門部会9回 保護者との教育相談 ◆研修会の開催、各学校の特別支援教育に関する研修会の支援、障害理解のための講演会等 ◆特別支援学級の消耗備品等の整備充実 ◆新設学級等 ◆就学のための教育連携連絡会を開催	◆小中学校への適正な就学に向けた会を複数回開催し、保護者の意向も聞きながら就学先について総合的に判断した。 ◆教育関係者、福祉関係者、保護者等が集まり障害理解のための研修会を開催した。 ◆新設の特別支援学級に関する教室整備を進めることができた。	C 整える	○ 目標どおり達成した。	保護者との教育相談を丁寧に進める中で、児童生徒の個に応じた就学先の決定と引継ぎのための会を持つことができた。
4	あらゆる場における教育・啓発(学校等)	① 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する人権教育	学校教育課	道徳教育推進事業	◆学校園・家庭・地域社会が一体となって心の教育の充実を図る	◆道徳教育を推進する。 ◆副読本や教材を活用する ◆道徳教育担当者会の企画・開催。 ◆年間指導計画・報告書を作成する。 ◆研修会の参加調整をする。 ◆人権教育資料「ふれあい」を作成する。 ◆男女共同参画を推進する。 ◆道徳教育教材の購入 (例)教育図書・ビデオやCD教材・絵本など	◆新指導要領に対応した道徳の時間の全体計画及び年間指導計画に沿った実践 ◆教職員の研修の充実と関係諸機関との連携を図る。	336	521	◆市立小中学校道徳教育担当者会開催 11人 実施日:平成24年5月10日 ◆道徳教育実践研修会参加 11校各1人×2回 第1回 平成24年5月31日 神戸文化ホール 第2回 平成24年11月20日 伊丹市立労働福祉会館 ◆阪神地区中学校道徳教育研究大会 参加 3人 実施日:平成24年11月20日 場所:猪名川町立猪名川中学校 ◆平成24年度道徳の時間の全体計画および年間指導計画の作成 ◆道徳教育研究授業 各学校で授業公開を実施	◆県の道徳教育の研究指定校の指定を受けた浜風小学校を中心に、兵庫版道徳教育副読本の活用の推進を図った。	C 整える F 有効か	○ 目標どおり達成した。	県の道徳教育の研究指定を受けた浜風小学校を中心に、道徳の授業の充実が図れた。
5	あらゆる場における教育・啓発(学校等)	④ 子どもの教育を受ける権利の保障や生活保護等、市民の人権を推進する事業	学校教育課	人権教育推進事業	◆学校園・家庭・地域社会が一体となって心の教育の充実を図る	◆人権教育を推進する。 ◆人権教育担当者会の企画・開催。 ◆年間指導計画・報告書を作成する。 ◆加配教員配置校の調査・指導・助言をする。 ◆研修会の参加調整をする。 ◆人権教育資料「ふれあい」を活用する。 ◆男女共同参画を推進する。 ◆調査研究委託料 ◆兵庫県人権教育研究大会の参加調整。 ◆関係諸機関との連携 ◆芦屋市人権教育推進協議会に参加する	◆学校園・家庭・地域社会が一体となって幼児・児童・生徒の心の教育の充実を図る。	139	75	◆市立小中学校人権教育担当者開催 11人 実施日:平成24年5月11日 ◆人権教育指導者研修会参加 1人 実施日:平成24年5月22日 場所:兵庫県立のじく会館 ◆中・特別支援学校教員人権教育研修会 参加 4人 実施日:平成24年11月15日 場所:猪名川町立六瀬中学校 ◆小・特別支援学校教員人権教育研修会参加 10人 実施日:平成24年11月29日 場所:丹波市立大路小学校 ◆芦屋市人権教育推進協議会参加 実施日:平成24年11月21日 場所:ルナホール ◆人権教育校内研修会(推進校5校)	◆各学校での研究授業や研修会の充実	C 整える F 有効か	○ 継続的に実施した。	各学校が様々な人権課題人権教育推進に係る各種研修の充実を図った。

整理 No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度予算額(千円)	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)	所管課評価コメント
6	あらゆる場における教育・啓発(学校等)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	学校教育課	適応教室実施事業	◆不登校及び不登校傾向の児童生徒が、指導及び援助により、学校生活への意欲を育てる。	◆通級児童生徒への指導(基本的な生活習慣の育成、学習活動、体験活動等) ◆引きこもり傾向の児童生徒の家庭訪問指導 ◆市内在住の不登校傾向児童生徒の保護者の教育相談及び保護者会の開催 ◆芦屋市立小中学校との連携及び不登校研修会の開催 ◆関係諸機関との連携	◆通級児童生徒の学習・体験活動での指導及び援助を行うことにより、学校復帰へつなげていく。 ◆学校・関係機関との連携を強化し、情報の共有を図ることにより、学校復帰への環境整備等を行う。	4,829	4,807	◆主な事業 ・不登校担当者会の開催(2回:6月・11月 実施) ・不登校児童生徒の理解のための支援研修会の開催(1回:1月実施) ・教育相談(個人懇談)会(2回:7月・12月実施) ・通級児童生徒保護者会(2回:6月・10月実施) ・学校等への訪問(市内小中学校11校、県立西宮香風高校、 県立但馬やまびこの郷、県立神出学園等) ・体験活動の実施(8回:校外学習3回・宿泊学習1回実施、調理実習4回) ・県立但馬やまびこの郷等他の機関との連携	◆ 適応教室職員の定期的な学校訪問による情報交換と情報共有の実施 ◆ 効果的な家庭訪問指導の工夫 ◆ 学校復帰への取組 ◆ 学校・関係機関との連携強化	C 整える	○ 継続的に実施した。	適応教室の職員が定期的に学校を訪問し、情報交換や連携した指導を行う中で、不登校児童生徒の学校復帰に向けた体制が強化できた。
7	あらゆる場における教育・啓発(学校等)	① 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する人権教育	学校教育課	幼稚園教育推進事業	◆教師の指導力を高め、幼児に基本的な生活習慣や心情を身につけ、生きる力を育む	◆園経営・学級経営を推進し、保育内容の充実を図る。 ◆加配教員検討委員会の設置・運営 ◆支援員の配置 ◆特別な支援を要する幼児の研修会の企画・運営 ◆市内・阪神地区等の研修会の企画・参加調整 ◆研修会、研究会の参加費・講師謝金に係る執行調整 ◆教育ボランティア謝金に係る執行調整 ◆初任者研修会やグループ別研修会の企画 ◆文部科学省委託研究事業の推進	◆保育内容に係る研修・研究会の充実 ◆教師の指導力の向上 ◆預かり保育の実施	6,681	7,624	◆グループ別研究会の実施「1～5年次」「運動遊び」「造形」「好きな遊び」各1～3回実施 ◆芦屋市教育委員会指定研究会の実施(精道幼稚園) ◆特別支援研究会の実施(7回) ◆保育環境の整備に努めた。(教材備品費 1,403千円、消耗品等 4,042千円) ◆なかよしフェスティバルの実施(77千円) ◆あずかり保育の全園実施。	◆様々な研究会の中で、幼児の内面の読み取りに努めた。	C 整える	◎ 制度の拡充・改善を図った。	預かり保育の全園実施は、保護者の子育て支援の充実につながった。
8	あらゆる場における教育・啓発(学校等)	① 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する人権教育	学校教育課	安全教育推進事業	◆幼児児童生徒に係る事故・事件を〇に近づけること	◆安全担当者会の開催⇒学校安全に関する取組についての周知・関係機関との顔合わせ ◆警報発令時等の対応⇒防災安全課との連携 ◆安全教育に係る年間指導計画の作成⇒学校園が作成 ◆交通安全教室の実施(芦屋警察・防災安全課・安全協会との連携事業) ⇒幼稚園・小1(歩行訓練)、小4(自転車教室) ◆普通救命講習会の実施⇒対象:教職員、消防本部との連携事業 ◆防犯訓練の実施⇒学校園において実施 ◆「CAPプログラム」の実施⇒対象:市内小学校3年生児童全員とその保護者及び小学校教職員 ◆スクールガードリーダー配置事業の実施	◆幼児児童生徒が安全に対する実践的な態度や能力を身に付ける。 ◆教職員が安全確保のスキルを身につけるための訓練の充実を図る。(不審者対応、普通救命講習会等)	1,569	1,493	◆通学路の安全点検の実施(8校区 204箇所)の危険箇所点検 ◆交通安全教室を、幼稚園9園×2回(計18回)、小学校8校×2回(計16回)実施 ◆CAP講習会の実施(小学3年生682名 保護者162名 教職員 178名)(734千円) ◆教職員の普通救命講習会の実施(85名) ◆スクールガードリーダー(395千円)	◆通学路の点検を学校、地域、保護者、関係機関と合同で行い、安全な学校園づくりの推進に努めた。	C 整える D 協働する	○ 目標どおり達成した。	通学路の合同点検により、地域で幼児、児童、生徒を見守る意識が高まった。
9	あらゆる場における教育・啓発(職場)	④ 子どもの教育を受ける権利の保障や生活保護等、市民の人権を推進する事業	経済課	労働福祉・雇用対策事業	◆就労講座開設、啓発事業、労働団体への支援等を実施して、雇用機会の拡大及び勤労者の福利向上を図る。	◆国及び県の労働関係機関と連携して、労働講座、就職支援講座の開設及び労働に関する啓発の実施 ◆技能功労者の表彰 ◆障害者雇用奨励金による障がい者の長期雇用の促進 ◆事業所人権研修の実施 ◆日雇健康保険認証事務及び自衛隊員募集事務の実施 ◆勤労者団体に対する支援	◆ハローワーク西宮との連携を強め、事業者に対する芦屋市障害者雇用奨励金のPRをより一層図る	1,450	800	◆芦屋市技能功労者表彰の実施(6職種6人)(117千円) ◆職業能力向上・人権啓発等の就労促進及び環境整備啓発事業の実施(パソコン教室の共有、企業人権啓発セミナーの開催、女性のための再就職支援セミナーの開催)(188千円) ◆労働関係者団体への補助等(芦屋市労働組合協議会、県雇用開発協会)(360千円) ◆ハローワーク西宮、県労働局と連携を図った各種啓発活動及び芦屋市障害者雇用奨励金のPR(60千円) ◆労働相談の実施(75千円) ◆自衛隊員の募集事務(広報に掲載)	◆若年者の就労促進を図るため、ハローワーク西宮等阪神間各労働関係部局と共催で就職説明会を実施	F 有効か	○ 継続的に実施した。	継続的な労働相談の実施や若年者の就労促進を図るためのハローワーク西宮と共催した就職説明会を実施する等が雇用対策につながるものと考えられる。
10	あらゆる場における教育・啓発(職場)	④ 子どもの教育を受ける権利の保障や生活保護等、市民の人権を推進する事業	経済課	消費者保護事業	◆消費者被害の救済・防止とともに、消費者の活動助成、啓発事業の実施を進める	◆消費生活相談員を設置して、助言、情報提供、苦情解決のための斡旋を行う ◆消費者教室、広報紙やホームページでの啓発活動の実施 ◆消費者団体への支援、連携をし、消費者活動の助成及び啓発事業の実施 ◆消費者活動の拠点として、消費生活センター及び全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の活用による消費者の保護、相談、啓発、情報発信を行う	◆地域集会所を活用した、きめ細かい啓発活動 ◆啓発事業等による消費生活センターの認知度アップ	11,029	945	◆消費生活センターの運営(448千円) ・消費生活相談 762件 ◆消費者意識の啓発(49千円) ・消費者教室・・・くらしのセミナー、出前講座 ・消費生活情報・悪質商法啓発の情報提供 ・広報紙等による啓発 ◆リサイクルの推進 ◆団体の育成(259千円) 芦屋市消費者協会への助成及び事業委託 ◆立ち入り検査 家庭用品品質表示、消費生活用製品、長期使用製品 ◆計量に関する啓発(184千円)	◆出前講座の充実	F 有効か	○ 目標どおり達成した。	消費生活センター相談員による市内集会所出前講座を実施した。

整理 No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度予算額(千円)	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)	所管課評価コメント
11	あらゆる場における教育・啓発(地域)	② 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する、広報活動・啓発活動	人権推進課	平和事業	◆人権問題と平和施策への取組と啓発により市民の人権と平和への意識を高める。	◆人権問題をはじめ、戦争の悲惨さを訴える各種の事業を関係課と調整し実施する。 ◆核実験に対する抗議を行い、非核平和に取組み、平和行進の支援をする。 ◆人権と平和の施策についての関係各課の事業プログラムを調整し、連携して実施する。	◆平和市長会議に加盟したことをアピールする。 ◆平和の大切さについて考える機会を増やす。	78	56	◆平和行進の受入支援 2団体、経費7千円 ◆みんなで考えよう「平和と人権」 経費49千円 期間:平成24年7月21日～8月15日 場所:ルナホール、市民センター、上宮川文化センター 内容:コンサート、平和ポスター展、啓発映画会 ◆市広報紙、ホームページ、横断幕の掲示による啓発 ◆核兵器禁止条約の締結に向けた交渉開始を求める署名活動 564筆 ◆核実験への抗議 アメリカ合衆国外 5回	◆平和市長会議の提唱する、核兵器禁止条約の締結に向けた交渉開始を求める署名活動に取り組んだ。564筆	F 有効か	○ 目標どおり達成した。	みんなで考えよう「平和と人権」の取組や人権啓発事業の都度、核兵器禁止条約の締結に向けた交渉開始を求める署名活動に取り組み564筆を集約した。
12	あらゆる場における教育・啓発(地域)	③ 特設人権相談所の開設や人権教室・人権の花運動・街頭啓発などの法務局や人権擁護委員と連携した人権擁護事業	人権推進課	人権擁護事業	◆豊かな人権文化に満ちた社会づくり	◆本市の人権擁護委員7人(法務大臣委嘱)により毎月2回(第2・第4火曜日、午後1時～4時)特設人権相談所を開設している。	◆法務局と連携して人権擁護活動・人権啓発活動の充実を図る。	170	164	◆特設人権相談所の開設 回数:23回 相談件数:14件 ◆街頭啓発:12月4日(人権週間) ◆人権教室:1月30日(精道小学校) ◆人権の花運動:5月～10月(伊勢幼稚園) ◆社会福祉施設訪問 2月28日 ロングライフ芦屋 ◆西宮人権擁護委員協議会分担金 158千円 人権相談担当委員用お茶代 6千円	◆神戸地方法務局西宮支局との連携を図った。	G 効率的か	○ 目標どおり達成した。	西宮芦屋人権啓発活動地域ネットワーク会議を定期的に開催するなど連携を図っている。
13	あらゆる場における教育・啓発(地域)	② 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する、広報活動・啓発活動	生涯学習課	人権教育推進	◆社会の変化に対応する様々な人権に関する学習活動の推進を図る。	◆学習機会の充実 ◆社会教育関係機関・団体との連携 ◆芦屋市人権教育推進協議会を側面から支援する。	◆啓発活動について市民生活人権担当と連携する。	120	115	◆学校・幼稚園・保育所への啓発冊子配布 ◆成人式での啓発グッズの配布 ◆人権教育啓発用教材(DVD)の購入	◆人権教育関係団体とのかわり方を見直した。	D 協働する G 効率的か	○ 目標どおり達成した。	市民生活部人権担当や芦屋市人権教育推進協議会との連携をさらに深め、人権教育推進につなげた。
14	あらゆる場における教育・啓発(地域)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	生涯学習課	生涯学習推進事業	◆生涯学習の推進を図る。	◆生涯学習出前講座を実施 ◆事業委託によりオープンカレッジを実施 ◆富田砕花顕彰事業の実施 ◆地域子育て関連事業	◆生涯学習出前講座の内容整理を行う。 ◆学校地域連携促進事業の成果を今後の連携体制構築につなげる。	1,270	843	◆生涯学習出前講座(62講座)の実施 49回 ◆県立国際高校オープンカレッジ運営委員会に事業委託し合計8回の講座を実施(100千円) ◆富田砕花顕彰事業の実施支援(599千円) ◆地域子育て事業として人材育成研修会1回(参加35名) ◆地域子育て事業連絡協議会4回、活動団体数4校、活動事業日数延べ290日、活動参加者延べ約1,900人	◆平成23年度で終了した学校地域連携促進事業から波及してできた学校地域連携の組織に対し、活動が継続かつ、より円滑に行える為の支援として、人材育成研修会や連絡協議会を行った。	G 効率的か	○ 目標どおり達成した。	学校地域連携促進事業から派生した組織の支援をすることにより地域と協働することができた。
15	市職員等への啓発	① 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する人権教育	打出教育文化センター	打出教育文化センター教育研究推進と研修事業	◆芦屋市立幼稚園・小学校・中学校教職員の実践的指導力や意欲、資質の向上を図る。日常の教育活動や研修に関する印刷物の出版を通して、教職員の意欲の喚起、資質の向上を図る。	◆社会や時代のニーズにあった一般研修・ICT活用研修・新規採用教員研修・経験者研修 ◆委託研究(外国語活動・英語部会、ICT活用部会、特別支援教育部会、授業づくり部会、体力の向上部会) ◆委託研究(教科等研究会) ◆研究会参加負担金等 ◆打出教育文化センター研修講座の概要や事業報告のための「所報」を作成する。 ◆若手教員育成等のために研究支援ルームを活用する。	◆若手教員をはじめとする年次研修と学校現場の課題を踏まえた質の高い研修の充実を図る。 ◆研究支援ルームの書籍やDVDなど資料の周知と活用を促進する。	3,012	2,620	◆情報教育研修 20講座、51回、延べ276名受講 ◆一般研修講座 38講座、43回、延べ1,245名受講 ◆管理職研修・年次研修・新規採用教員研修 9講座、延べ250人受講 1,184千円 ◆教育研究部会・情報活用研修委託 347千円 ◆教科等研究会 500千円 各小中学校教員が、各教科・道徳・特別活動・事務・養護等27部会に分かれて、学校を横断して研究交流を行った。 ◆全国研修所研究発表会参加費 9千円 ◆研究図書費 90千円 ◆教材器具費 28千円 ◆郵便料 4千円 ◆物品補修費 93千円 ◆印刷物、消耗品等 331千円 ◆特別旅費 36千円	◆国の動向、芦屋市の教育的課題や実態に対応した実践的な研修を企画実行する。	F 有効か	○ 評価(人権)の視点に照らし実施したものと認められる。	人権尊重は、教育の基盤である。人権尊重の視点に立った、児童生徒の内面理解とコミュニケーション力、人間関係形成力育成のための、研修講座を実施することができた。

整理 No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度予算額(千円)	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)	所管課評価コメント
16	市職員等への啓発	① 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する人権教育	人事課 消防本部 芦屋病院	職員研修事業	◆職員の能力開発。	◆研修計画に基づき実施	◆人材育成推進体制を構築し、その下で基本方針の見直し方法を決定する。 ◆各種研修を活用し、人材育成実施計画及び研修計画の内容を周知する。	7,517	5,681	◆人材育成基本方針の見直し見直しの方向性及び推進体制の検討を行った。 ◆人材育成体系の周知各種研修に際して説明を行った。 ◆職員研修 延受講者:2,117人 ◆事業費内訳 委託料:1,626,960円 出席負担金:1,486,957円 ◆消防長訓示 4月1日 69人、10月1日 62人 ◆芦屋病院新任看護師研修 10人 4月2日:看護局長訓話、 4月5日:看護者の倫理綱領・倫理指針、 4月10日:個人情報とアサーション	◆研修計画以外にも必要に応じてビジネスマナー研修などを実施した。	E 妥当か F 有効か	○ 目標どおり達成した。	研修計画に基づき研修を実施した。
17	総合的・効果的な推進	② 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する、広報活動・啓発活動	人権推進課	人権啓発事業	◆人権尊重の意識を高めるためのきっかけづくり。	◆みんなで考えよう平和と人権 ◆ふれ愛シネサロン ◆日々の生活と人権を考える集い(隔年で地域人権啓発活動活性化事業とする。) ◆啓発物品作成等 ◆芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 ◆人権に関する市民意識調査(平成21年度・5年毎) ◆第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく啓発事業の推進	◆第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく啓発活動の推進 ◆人権啓発事業の評価に伴う指標、目標の設定	972	871	◆広報紙による啓発5月1日号、8月1日号、12月1日号 経費 105千円 ◆「日々の生活と人権を考える集い 2012」、平成24年11月21日(水)、ルナ・ホール、講演会「転んだらどう起きる～失敗から学んだこと、あきらめないこと～ 講師 宇梶 剛士氏(俳優) 参加者600人 経費 667千円 ◆ふれ愛シネサロン 第50回 平成24年8月4日(土) 2回上映 上宮川文化センター 3階ホール 参加者 265人 経費 380千円 第51回 平成25年2月13日(水)2回上映 消防庁舎 3階多目的ホール 参加者 176人 経費 234千円 ◆ポスター掲出:8月、9月、12月 ◆横断幕の掲出:5月、8月、12月 ◆芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会の開催 1回開催 12月17日 経費 72千円 ◆その他経費 94千円	◆「日々の生活と人権を考える集い 2012」を芦屋市人権教育推進協議会と共催して実施した。 ◆ふれ愛シネサロンを消防庁舎で開催し職員の参加を促した。(職員28人)	D 協働する F 有効か	◎ 評価(人権)の視点に照らし著しい成果が認められる。	人権啓発事業の進捗を図るため指標、目標、評価(人権)の視点を設定して評価(試行)を行った。
18	総合的・効果的な推進	② 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する、広報活動・啓発活動	人権推進課	地域人権啓発活動活性化事業	◆豊かな人権文化に満ちた社会づくり	◆日々の生活と人権を考える集い(隔年で地域人権啓発活動活性化事業とする。) ◆人権の花運動 ◆啓発物品作成	◆人権の花運動を実施する。	0	0	◆人権の花運動:5月～10月(伊勢幼稚園)	◆特になし	F 有効か	○ 評価(人権)の視点に照らし実施したものと認められる。	子供たちが協力して花を育てる取組は「命の大切さ」や「相手への思いやり」の気持ちを育み人権意識を高める事業である。
19	総合的・効果的な推進	② 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する、広報活動・啓発活動	生涯学習課	人権教育推進協議会補助金	◆人権に関する学習活動の推進を図る。	◆芦屋市人権教育推進協議会を支援するため補助金を支出する。	◆事業について市民生活部人権担当との連携を進める ◆人権教育推進協議会の運営の適正化を図る。	1,119	1,119	◆補助金の交付 1,119,000円 ◆定期総会 1回 ◆人権教育研究大会 2回 ◆常任理事会・専門部会・各種委員会	◆人権教育推進協議会の運営の適正化に努めた。研究大会全大会を市民生活部人権推進課と共同で行った。	G 効率的か	○ 目標どおり達成した。	芦屋市人権教育推進協議会の適正な運営のための支援を行うことができた。
20	女性の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	男女共同参画推進課	男女共同参画センター事業	◆誰もが、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるとともに均等に責任を分かち合う社会の形成を目指す事業を実施、男女共同参画を推進する。	◆専門相談員による相談業務の実施 ◆啓発図書等の貸出 ◆啓発誌等の配布 ◆情報提供	◆第2次芦屋市男女共同参画行動計画の実施にあわせて専門相談員による女性の悩み相談を実施する。(事業費予算827千円)	827	827	◆専門相談員による相談業務の実施(相談員報償費等827千円) ◆啓発図書等の貸出 ◆啓発誌等の配布 ◆情報提供	◆専門相談員による女性の悩み相談を実施した。	A 聴く知る	○ 継続的に実施した。	女性がかかえる様々な悩みについて、専門相談員が気持ちの整理のサポートをした。

整理 No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度予算額(千円)	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)	所管課評価コメント
21	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	こども課	ひとり親家庭への自立支援施策	◆ひとり親家庭の自立と安定を目指した支援を行う	◆児童扶養手当の支給事務 ◆母子自立支援員による相談事業 ◆母子自立支援施設への入所措置 ◆母子家庭自立支援給付金事業 ◆自立支援プログラム作成業務 ◆ホームヘルプサービス事業 ◆DV及び生活困窮による母子の一時保護依頼 ◆交通遺児就学奨励金 ◆母子福祉資金の貸付 ◆ひとり親家庭事業 ◆共励会(母子・寡婦団体)育成	◆各事業の継続実施対象者へ制度の周知に努める	303,278	267,859	◆児童扶養手当支給事務 支給人員579人 254,040,590 円 ◆母子生活支援施設入所措置 2世帯 3,162,992 円 ◆母子自立支援員による相談事業 相談実績 691件(母子家庭683件、父子家庭8件) ◆母子家庭自立支援給付金事業 10,086,800 円(平成24年度修了件数) 教育訓練 1件、高等技能訓練 3件 ◆自立支援プログラム事業 10件 ◆ひとり親家庭事業 1回 年末のつどい H24.12.15(土)	◆制度等について、窓口ではパンフレットや相談を通じて周知するとともに、ホームページにおいても周知を実施	F 有効か	○ 評価(人権)の視点に照らし実施したものと認められる。	窓口にはパンフレットを設置し、広報やホームページにて周知をはかった。窓口相談では、母子自立支援員につなぎ、就労にむけて具体的な支援について相談できた。
22	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	こども課	家庭児童対策施策	◆相談員、関係機関がネットワークによる連携等により、児童と保護者への支援を行う	◆家庭児童相談員による相談事業(18歳未満) ◆こども家庭センターへの一時保護依頼 ◆要保護児童対策地域協議会の運営 ◆育児支援家庭訪問事業 ◆児童福祉施設措置事業	◆各事業の継続実施児童虐待防止のための啓発活動を行なう制度の周知に努める	4,056	2,245	◆家庭児童相談員による相談事業(18歳未満の相談) 相談実績 303件(うち児童虐待80件) ◆こども家庭センターへの一時保護依頼 2件 ◆要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会2回、実務者会4回、研修会1回 ◆育児支援家庭訪問事業 1世帯 108,550 円 ◆児童福祉施設措置事業 ショートステイ 4人 93,500 円 児童福祉施設入所等徴収金助成 2人 169,200 円 ◆児童虐待防止のための啓発活動 キャンペーン3回、研修会3回実施	◆児童虐待防止のための啓発活動について、研修や講演会の回数を増やして実施	F 有効か	○ 目標どおり達成した。	児童虐待防止のための啓発活動としてキャンペーンを催し、市民意識の向上をはかることができた。また支援者研修会や講演会を増やし、より丁寧な支援を行うことができた。
23	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	保育課	保育所運営業務	◆保護者の就労や病気などの理由で昼間に保育を受けることが出来ない乳幼児(0歳から就学前までの児童)が保育を受けることができるようになる。	◆保育の実施 通常保育、延長保育、一時預かり保育、統合(障がい児)保育等 ◆私立保育所に対する運営費助成 ◆病後児保育事業 ◆ひょうご多子世帯保育料軽減事業	◆公・私立保育所の安定した保育行政により一層の保育内容の向上及び充実を図る。 ◆病後児保育については、子育て社会のセーフティネットの一つとして必要ときに利用できるように制度の周知を図る。	795,939	833,532	◆公立保育所の利用状況(6保育所の合計人数) ・定員480人(保育対象:年齢0～5歳) ・年間延利用人数①入所児童数6,161人 ②延長保育13,715人 ③園庭開放660人 ◆私立保育所の利用状況(6保育所の合計人数) ・定員366人(保育対象:年齢0～5歳) ・年間延利用人数①入所児童数5,056人 ②延長保育15,017人 ③一時預かり保育6,359人 ◆病後児保育事業 ・利用人数 22人/年 ◆ひょうご多子世帯保育料軽減事業 ・利用人数 19世帯(児童20人) 827,500円	◆児童の安全対策として、防災頭巾・防災用ヘルメットを配置した。また、公・私立保育所の連携を図るため所長・園長会を実施した。 ◆病児保育導入の検討	C 整える	○ 継続的に実施した。	保育所運営業務は、保育に欠ける児童とその保護者が安心して子育てができる環境づくりの一環であり子育て支援になっている。また、病後児保育については、子育て社会のセーフティネットとして必要な事業であり、制度の周知と市民ニーズに対応した事業の拡充が必要である。
24	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	保育課	民間認可保育園の誘致	◆保育所待機児童解消のため、民間保育園を整備する。	◆新たに民間保育園を誘致し、認可保育所定員1,000人を目標として、待機児童(保育所入所待ち児童)を解消する。	◆民間認可保育所の新設計画が1か所あるため、平成25年4月開園に向けて事業を進めていく。	123,003	123,001	◆平成24年5月に社会福祉法人が運営していた認可外保育所を30人定員の認可保育所へ移行するとともに、山手町に同法人による78人定員の認可保育所を平成25年4月開園に向けて準備を進めた。	◆待機児童解消対策のために、新設認可保育所を誘致し、認可保育所の定員増加を図った。	C 整える F 有効か	○ 継続的に実施した。	入所定員1,000人に向け認可保育園が整備されてきているが、なお、待機児童の解消がされないため、今後も民間認可保育園を誘致すると共に「子ども◆子育て会議」の中で検討される保育需要を計りながら対応していく。
25	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	青少年育成課	青少年保護対策事業(芦屋市留守家庭児童会事業)	◆保護者が就労等で昼間家庭にいないため、適切な保護育成に欠ける小学1年から3年生を対象に、集団による遊びをととして仲間づくりを行う。	◆芦屋市留守家庭児童会 設置場所:市内小学校(計10学級) 開設日:月曜日から土曜日(日曜日、祝日、8/12～16、12/29～1/3、事務日を除く) 開設時間:平日(月～金)は放課後から午後5時。 ※延長保育は午後5時から午後7時。 学校休業日は8時30分から午後5時。 土曜日は午前9時から午後5時。 (ただし冬期の11月から12月は午後4時30分まで。)	◆放課後保育において、延長保育・土曜日保育の一体化した運営ができるよう民間活力の導入検討を行う。	172,696	213,301	◆全8小学校10学級で留守家庭児童会を運営 ・事業費:3,990千円 ・全定数:435人 ・登録児童数(H24.4.1現在) 405名 ◆待機児童を出さないことへの対応 ・しおかぜ学級(潮見小学校)を2学級に増設 ・はまゆう学級(打出浜小学校)を2学級に増設 ◆育環境の拡充 ・はまゆう学級専用棟の新設(事業費:27,536千円)	◆保育環境の改善(しおかぜ学級の増設準備・冷暖房取替工事、すぎのご学級のカーペット張替え、なかよし学級(宮川小学校)冷暖房取替工事等)	A 聴く知る C 整える	○ 継続的に実施した。	就労支援、育児支援事業として、継続的に児童受け入れが実施できている。

整理 No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度予算額(千円)	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)	所管課評価コメント
26	高齢者の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	高齢福祉課	生きがい・社会活動促進事業	◆家に閉じこもりがちな高齢者に活動の場を提供し社会参加の促進と地域活動を通じて生きがいづくりを図る。	◆高齢者社会参加促進事業 あしやYOクラブに委託して、生きがいと健康づくり事業の実施。 ◆老人クラブ活動 地域の高齢者の健康増進、教養講座、友愛活動及び社会奉仕等の活動。 ◆生きがい活動支援通所事業 老人福祉会館、ゆうゆう倶楽部等で趣味活動等の生きがい事業を提供。 ◆ゆうゆう倶楽部利用事業 潮見ゆうゆう倶楽部の運営(H11年7月～) 朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部の運営(H12年9月～) ◆生きがいづくり等事業 高齢者のつどい/敬老会/100歳以上市長訪問・施設訪問等 ◆高齢者福祉月間啓発事業 ◆高齢者バス運賃助成事業 芦屋市で運行している阪急バスの運賃半額助成	◆新たな参加者を増やす方を事業者と協議する。	72,015	71,348	◆高齢者生きがい活動支援通所サービス利用状況…老人福祉会館47回 510人 朝日ヶ丘集会所 6回 61人 潮見ゆうゆうクラブ 7回 92人 陽光町コミュニティプラザ8回 144人 打出集会所 10回 149人 春日集会所 10回 176人 三条コスモ会議室 4回 34人 三条集会所 22回 473人 福祉センター団体会議室 3回 60人 西蔵集会所 2回 65人 若宮集会所 2回 77人 福祉センター交流スペース 1回 32人 高浜第3集会所 5回 80人 芦屋浜管理センター大会議室 1回 30人 上宮川文化センター 2回 94人 大原集会所 12回 264回 ファミリーライフケア 47回 390人 はまゆう 46回 390人 ◆高齢者バス運賃助成利用状況…H23(70歳到達・転入・再交付)1,235人 H24(70歳到達・転入・再交付)1,491人 ◆ゆうゆう倶楽部利用状況…朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部 255回 潮見ゆうゆう倶楽部 315回 ◆地域老人クラブ活動の育成 48団体 3,111人 ■生きがい◆健康づくり等事業…高齢者のつどい 7月7日 ルナ・ホール 400人 敬老会 9月22日 ルナ・ホール 979人 高齢者スポーツ大会 10月14日 960人 ■100歳以上高齢者市長訪問 9月3日 対象者 21人 訪問者 6人	◆特になし	C 整える	○ 評価(人権)の視点に照らし実施したものと認められる。	高齢者の事業参加者が年々増加している
27	高齢者の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	高齢福祉課	シルバー人材センター事業	◆高齢者に簡易な仕事を提供し、生きがいの充実や社会復帰を図る。	◆市内在住のおおむね60歳以上の高齢者に臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務の提供を行う。 ◆高齢者の就業を促進することにより、地域社会の活性化につなげていく。 ◆自主的な組織参加と労働能力を発揮することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図る。 ◆「企画提案方式による事業」を実施し、高齢者の生活支援の充実を図る。	◆新たな企画提案事業の内容をシルバー人材センターと検討していく。	20,399	20,340	◆会員数…970人 ◆就業延べ人数…95,319件 ◆実績額…374,216千円	◆新たな企画提案事業の内容をシルバー人材センターと検討していく。	C 整える	○ 評価(人権)の視点に照らし実施したものと認められる。	会員数も年々増加している
28	高齢者・障がいのある人の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	公園緑地課	都市公園施設整備事業	◆「交通バリアフリー法」に基づき、誰もが安心・安全・快適に暮らせる街づくりを目指す 公園内や道路とのバリアフリー化を図るとともに、障がいのある方も利用しやすいトイレの改修を行う。	都市公園施設整備事業 都市公園統合補助事業 ◆道路と公園施設との段差解消。 ◆高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方等に配慮したトイレの改善。 ◆スロープ、階段の手摺りの改善等。	◆防災拠点に位置付けられている公園について、便所の建替を中心にバリアフリー化を実施する。	63,700	58,111	◆南宮浜公園改修工事 完了 24,319千円 ◆岩ヶ平公園便所建替工事 完了 20,360千円 ◆総合公園北駐車場身障者用駐車場改築工事 完了 2,847千円 ◆公園バリアフリー化工事 10,585千円 岩園北公園、三条公園	◆南宮浜公園については、地域と協議しながら整備案を作成し、実施できた。	C 整える	○ 目標どおり達成した。	目標のとおり公園のバリアフリー化を図れた。
29	高齢者・障がいのある人の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	地域福祉課	権利擁護推進事業	◆高齢者、障がいのある人の虐待その他の権利侵害の防止策、高齢者、障がいのある人の権利を守るための支援策及び権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援システムの構築と推進を図る。	◆権利擁護支援システム推進委員会 高齢者、障がいのある人の権利を守るため、全市民的な権利擁護支援システムの構築と推進を図ることを目的に設置。権利擁護支援センター機能を含めたシステムの評価や調査、研究を行う。 ◆芦屋市権利擁護支援センター機能の強化と充実 平成22年7月20日に開設された当該センターの周知と、権利擁護支援ニーズを抱えた世帯への支援を行政をはじめとする関係機関と連携しながら円滑に行う。また業務評価も行う。 ◆権利擁護支援者の養成と活動の場の確保 地域で権利擁護支援の担い手を増やし、成年後見制度の円滑な利用支援や高齢者、障がいのある人の虐待等を含む権利侵害救済支援を強化する。	◆障害者虐待防止法の施行にむけた体制の確立 ◆権利擁護支援システムの構築と推進 ◆権利擁護支援センター事業への社会福祉協議会の円滑な参画	19,500	19,500	◆芦屋市権利擁護支援センター運営事業費16,115,446円 センター長(非常勤) 1名 専門相談員(常勤) 4名 ◆基金事業費(権利擁護支援者養成研修等)3,384,554円 平成24年8月 説明会2回開催 平成24年9月～平成25年2月、全12日間、28名受講 ◆権利擁護支援者人材バンク登録(希望者含む) 17名 ◆芦屋市権利擁護支援センター運営委員会 3回開催(6月、8月、1月) ◆成年後見制度利用支援事業 実績 市長申立て 高齢者 4件(申立費用負担)	◆平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法(略称)」にともない、権利擁護支援センターに「障害者虐待防止センター」の機能を付与し、虐待の相談から支援までの一連の対応を行うための職員を1名配置し、5人体制とした。	D 協働する	○ 継続的に実施した。	今後も、関係機関と連携し、支援にあたるとともに、地域住民に向けた「権利擁護」の普及・啓発に努める。

整理 No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度予算額(千円)	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)	所管課評価コメント
30	高齢者・障がいのある人の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	都市計画課	交通バリアフリー基本構想に関すること	◆芦屋市交通バリアフリー基本構想の実現に向けて、市民、福祉関係団体、民間事業者及び行政の関係者が連携し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたより質の高いバリアフリー施策を推進する。	◆基本構想に位置づけられた事業及びユニバーサル社会づくりを推進するための協議会を設置し運営する。 ◆ユニバーサル社会づくり推進地区の検討を行う。 ◆ユニバーサル社会づくりに関する活動費助成やモデル施設等改修費補助を行う。 ◆芦屋市交通バリアフリー基本構想の見直しを行う。	◆芦屋市交通バリアフリー基本構想の長期的課題の解決に向けての協議	6,107	151	◆芦屋市交通バリアフリー推進連絡会の開催 ・予算額:13千円・日時:平成25年3月25日 ・内容:各事業者の事業報告及び実施計画を基に連絡調整 ◆ユニバーサル社会づくり推進地区協議会の開催 ・予算額:138千円・時:平成24年5月16日 ・ワーキング部会の設置・開催:5回(平成24年10月2日、11月9日、12月20日、平成25年2月1日、3月11日) ◆庁舎周辺バリアフリー整備に係る庁内協議 ・関係課による各種課題等の確認	◆特になし	D 協働する	○ 目標どおり達成した。	長期的課題解決に向け、継続して協議を行っていく必要がある。
31	障がいのある人の人権	④ 子どもの教育を受ける権利の保障や生活保護等、市民の人権を推進する事業	障害福祉課	障害者自立支援法介護給付費等事業	◆障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現	◆介護給付(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・施設入所支援 他) ◆訓練等給付(自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助) ◆自立支援医療(更生医療・育成医療) ◆補装具 ◆自立支援特別対策等その他事業	◆平成24年度実施の制度改正に適切に対応・検討する。	876,442	888,437	◆ 障害者自立支援法に基づく介護給付・訓練等給付 804,795千円 ＜支給決定者数＞ ◆訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護) 161人 ◆日中活動系サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援等) 274人 ◆居住系サービス(共同生活介護、共同生活援助、短期入所) 174人 ◆施設入所(身体、知的) 72人・療養介護 4人 ◆自立支援医療(更生医療)＜受給者数＞ 46人、32,863千円 ◆補装具費 障がい者(18歳以上) 交付 52件、修理 38件、6,104千円 障がい児(18歳未満) 交付 17件、修理 9件、2,271千円 ◆グループホーム等利用者家賃負担軽減事業 3,216千円 ◆障害者支援施設等入所措置費 2,294千円 ◆事業運営安定化等事業(特別対策費) 5,122千円 ◆その他 3,821千円	◆制度改正(計画相談の実施等)に対応した。	F 有効か	○ 目標どおり達成した。	平成24年度の制度改正に対応しながら障がい福祉サービスの提供に努めた。
32	障がいのある人の人権	④ 子どもの教育を受ける権利の保障や生活保護等、市民の人権を推進する事業	障害福祉課	地域生活支援事業	◆障がいのある人が地域社会の構成員として必要な情報支援・移動支援・スポーツ文化活動支援等を行う。	◆地域の特性や利用者の状況に応じた事業 ・相談支援事業 ・コミュニケーション支援事業(手話◆要約筆記等派遣)事業 ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・障がい児機能訓練事業 他 ◆日常生活訓練及び作業訓練等を実施する団体に経費の一部補助 ・小規模通所支援事業所、自立生活訓練事業所	◆「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が本年10月に施行されるため、関係機関等が連携して対応できるように、「虐待対応マニュアル」を策定するとともに、啓発用パンフレットの作成・配布や研修会の開催等を通じて理解を深める。	179,108	187,814	◆相談支援事業(31,274千円)：芦屋ハートフル福祉公社(実人員770人・回数1,543回)、三田谷治療教育院(実人員640人・回数2,146回)芦屋むつりサポートセンター(実人員995人・回数1,783回)、社会福祉協議会(実人員682人・回数1,628回) ◆コミュニケーション支援事業：手話通訳者(1人)、手話通訳(12人)派遣(144回・389千円)、要約筆記(13人)派遣(40回・176千円)、研修会22千円 ◆日常生活用具給付等事業：1,086件・11,043千円 ◆移動支援事業：利用者111人・29,044時間・72,079千円 ◆ボランティア活動支援事業：450千円 ◆広報あしや点訳・音訳業務：564千円 ◆障がい児機能訓練事業(8,801千円)：身体機能訓練(理学療法)(利用者24人・回数382回)、水浴訓練(利用者19人・回数174回)、療育訓練(作業療法)(利用者10人・回数156回)、同(言語療法)(利用者9人・回数136回) ◆療育支援相談事業：808千円 ◆小規模作業所、地域活動支援センター、地域生活訓練事業補助金：6事業所・26,388千円 ◆入浴サービス事業：利用者1人・26回・203千円 ◆日中一時支援事業：利用者69人・回数2,308回・5,204千円 ◆更生訓練費：利用者6人・292千円 ◆緊急一時保護事業：利用者3人・172回・959千円 ◆その他：798千円	◆障害者虐待防止法施行に伴い、芦屋市権利擁護センターに障がい者虐待防止センターの機能を設け、夜間・休日においても対応できる体制を構築し、また「芦屋市障がい者虐待対応マニュアル」を策定し、虐待の防止・早期発見・解決を図った。	F 有効か	○ 目標どおり達成した。	障害者虐待防止法施行に伴い、夜間・休日においても障がい者虐待の相談や、通報等に対応できる体制を構築及び関係機関が連携して虐待の防止等に対応できるマニュアルを作成し、障がい者の虐待防止への周知・理解を深めた。
33	同和問題	② 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する、広報活動・啓発活動	上宮川文化センター	隣保館事業	◆地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の推進に関する法律に規定する、広報活動・啓発活動	◆地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民の交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。 ◆教育啓発事業 ◆民主就労促進事業	◆市民が親しみやすい各種事業を実施し、コミュニティセンター機能を充実させる。 ◆自立支援としての各種相談援助事業を行うとともに、高齢化に対応した地域福祉の推進を進める。 ◆人権、平和、環境など幅広い視野から、教育・啓発交流事業を実施し、施設の設置目的の実行を図る。	◆関係機関との連携調整のもと、総合相談・継続的相談事業を行い、要保護世帯(者)や要保護児童の支援を行い問題解決に向けた。 ◆高齢化にともなう住民の身体と生活に変化が出てきており、積極的な家庭訪問の実施と地域住民(団体)や民生委員の情報などで細かなニーズの把握に努めた。具体対応には、老人会など住民の自主的な協力があり、地域福祉の推進が図られた。 ◆人権啓発・交流の拠点施設として、各種教室・講演会・映画会・展示会等を開催し、市内外から多くの参加者を得た。特に、人権文化の向上を目的にしたヒューマンな映画会(毎週水曜日)には高齢者の参加が定着している。また、年4回実施した「ワンコインアター」は、民間活力(兵庫県映画センター)を導入し、団塊世代以上の層のニーズに応える内容となった。 ◆ここ数年、住宅入居者に社会的ハンディーを持った世帯が増えてきており、この層の相談指導・支援ニーズに対応していくため、学校・地域住民の協力を得て情報収集に努めた。	◆地域実態の変化にともなう要保護・要支援の情報収集のため、いこいの間担当職員と保健担当職員を中心に、家庭訪問を積極的に行った。	F 有効か	○ 継続的に実施した。	隣保館としては、市民ニーズによる地域内外の各種事業を実施し、人権啓発事業の充実とコミュニティセンターとして、幅広い市民の利用促進に努めました。		

整理 No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度予算額(千円)	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)	所管課評価コメント
34	外国人の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	広報国際交流課	国際交流一般支援事業	◆潮芦屋交流センター関すること及び外国語でインフォメーションすることにより、国際交流の核が機能し外国人が暮らしやすいまちを目指す。	◆潮芦屋交流センター施設運営等経費 ◆英語版広報紙「アシヤニューズレター」の発行 ◆外国語(英語等)公用文翻訳 ◆英語版ガイドマップの発行	◆「芦屋市の国際交流のあり方」の提言を尊重し、外国人の行政情報のアクセスの容易さを確保するため、外国語での情報提供に努める。	30,264	28,789	◆英語版広報紙「アシヤニューズレター」の発行(年4回発行、業務委託料567千円) ◆公用文翻訳(業務委託料300千円) ◆英語版ガイドマップの発行(業務委託料419千円) ◆指定管理料(25,400千円)	◆英語版ガイドマップを英語・日本語併記版で作成し、掲載内容についても外国人相談窓口や英語対応医療機関等、外国人に役立つ情報を充実させた。また、多文化共生について市民啓発のため、広報あしやにコラムを3回掲載した。庁内においては、庁内外国人対応状況調査を実施し、庁内の外国人対応の現状を把握し、外国人関係課調整会議にて外国人対応フローチャートを提案した。	B 伝える F 有効か	○ 目標どおり達成した。	英語版ガイドマップは日本語と英語を併記し、内容を充実させたことで、多くの外国人に芦屋市の情報を伝えるものとなった。広報あしやへのコラム掲載や外国人関係課調整会議で外国人対応フローチャート提示は、市民や庁内の職員に外国人に対する意識を持つきっかけづくりとなった。潮芦屋交流センターについては国際交流の拠点であることから今後も周知が必要。
35	その他の人権問題	② 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する、広報活動・啓発活動	地域福祉課	「社会を明るくする運動」の推進	◆犯罪・非行の防止と罪を犯した人が更生しやすい環境をつくる。	◆市内各団体で構成する推進委員会(委員長 芦屋市長)が、法務省の主唱により、毎年7月を強調月間として宣伝・啓発・集会等の活動を実施する。	◆参加団体の取組を報告することにより、参加団体の連携を強化する。	513	513	◆実施内容 ・推進委員会(5/25) ・ポスター掲示(6/22~7/5) ・街頭一斉行動(7/1) ・横断幕設置(7/1~7/31) ・市民の集い(7/5) ・広報ビデオ鑑賞会(7/14) ・矯正施設訪問(7/25) ・公開ケース研究会(11/7) ・構成団体交流会(2/18) ◆事業費 513千円	◆構成団体交流会を初めて開催した。	C 整える D 協働する	○ 継続的に実施した。	各種団体と協働して一連の事業を例年どおり実施できた。「市民の集い」では要約筆記、手話通訳を行い、障がいのある方の参加を促すことができた。